

中国における日本租界の歴史

大里 浩 秋
OSATO Hiroaki

日本が日清戦争に勝って結んだ下関条約で、数か所設置することを清国政府に認めさせて以来たどった日本租界の歴史について概括的に述べたいと思う。

租界・租借地・鉄道附属地など

日本租界について述べる前に、中国において西洋列強が設定した空間的な特権として何があったか、それはどんな内容でいつからどこに置かれたかに触れておく。租界は、主権は中国に属しながらも、その中国側の行政権が行使できない、つまり治外法権の状態外国政府あるいは外国人に長期間貸与された地域であり、そのため中国には、租界を「国中之国」（自分の国の中に別の国がある）と表現する人がいた。清国がイギリスとのアヘン戦争に敗れて結ばされた南京条約で東側海岸沿いの広州・厦門・福州・寧波・上海を開港させられ（1842年）、1846年にイギリスが上海に租界を置いたのが始まりで、まもなくフランスとアメリカも上海に置き、その後イギリス、フランスが広州に置き（1861年）、イギリスは厦門にも置いた（1862年）。また、第二次アヘン戦争中の天津条約で、今度は長江沿いの漢口、南京など10港が開港させられ（1858年）、そのうちの漢口・九江・鎮江にイギリスが租界を置き（1861年）、漢口には90年代にフランス、ドイツなど複数の国が置いた。さらに、第二次アヘン戦争の後始末としての北京条約で、天津が開港させられ（1860年）、その年のうちにイギリスが、翌年にはフランスが置き、その後90年代から1900年代初頭にかけてロシア、ドイツなど複数の国が置いた。

次に租借地は、これも、中国に主権があるとはいうものの、実際には租界以上に主権を外国側が握っており、陸地だけでなく、海に接していれば周辺海域も含めるので、租界よりも広い地域を占めていた。具体的には、日清戦争に敗れた清国をくみしやすしとして、1898年にドイツは膠州湾、フランスは広州湾、イギリスは威海衛と九龍半島、ロシアは関東州をそれぞれ租借地にした。また鉄道附属地は、1898年中国とロシアが「東清鉄道建設経営に関する契約」を結んでから置かれるようになったもので、ロシアが資金を出して設置した鉄道を守るという名目で、線路の両側や駅周辺の土地の管理権を認めさせた。さらに、公館区域は、1901年に義和団事件処理の条約によって北京に設定された。他に、勢力範囲は、中国が一定地域をいずれの国にも割譲しないことをある特定の国に対して宣言することによって生じるもので、その例としては、1898年に日本が福建省に関して要望した内

容がそれにあたる。

明治初年以來、日本人は上海をはじめ中国各地に出かけ、主には他国が開いた租界に住んで商売を始めつつ、西洋人の現地住民への接し方を見ていたはずであり、日本政府は各国の清国政府との租界設置の交渉からそれを形成していく過程までを知る十分な時間があり、各国が武力を背景にしてしゃにむに中国に進出するやり方に批判的であったはずであるが、実際に日本政府が行ったのは、西洋列強の後追いをし租界を置き、その他の特権を懸命に増やしていくことだった。

杭州日本租界

ここで寄り道して、私が中国における日本租界について興味を持ったきっかけになったのは、20数年前に長崎県立長崎図書館で『浙江文化研究』という雑誌の一冊を見つけたことが始まりだったという点に触れる。この雑誌は、昭和16（1941）年3月の創刊号から19年8月の第42号まで出された月刊誌で、日中戦争勃発後に日本軍に続いて杭州に入ってきて、当地の新聞社や図書館に勤めた人や日本人学校の教師やお寺の住職などが「浙江文化研究所」という団体を作って出したもので、編集兼発行者は杭州特務機関の一員である岡崎罔光だった。この岡崎がどんな経歴の持ち主かを調べようとしたが、マスコミ関係者であろうと見当をつけたものの、結局特定できないままになっている。この雑誌の中身を覗いて、岡崎の所属もそうだが、いろいろな文章で特務機関の名前が出ているのには、特務は秘密裏に動く仕事で文中にその職名は現れないものと勝手に思い込んでいた私としては大いに違和感を覚えたけれども、それは全くの思い込み過ぎないことがおいおいわかってきた。特務機関の後ろ盾があってこの雑誌を出しており、現地中国人への宣伝にも特務の名が隠すことなく使われているのを知り、さらには、ほぼ同時期（昭和14～19年）に広州で南支派遣軍報道部が発行した雑誌『兵隊』（復刻版は刀水書房発行）の存在を知って、なおのこと納得した。

さて、『浙江文化研究』の「発刊の辞」には、日中戦争が起こってからの我々に課せられた任務は「東亜の再建」にあり、この偉大なる建設のためには、その基底の建設として東亜民族の各々が自らの歴史や文化を正しく認識する必要があり、我々はそれを浙江文化の探求を通して獲得するのだ、といった趣旨が書いてあった。そして、この分かったようで分からない任務を果たすべく、さまざまな文を掲載していったと思われるのだが、そうした中に日本人学校の校長だった河合宣という人が書いた「杭州居留民誌稿抄」があった。題名のごとくに、明治29（1896）年に杭州に日本領事館が設置されてから、この文が書かれた昭和16年に至るまでの在留日本人にまつわるさまざまなエピソードを紹介しているものであるが、ごく少数の日本人が異国で肩を寄せ合って暮らしている様子が彷彿とされる内容で、特に杭州の城内（住民が多く住む町中）で起こった日本人商人と中国人住民との騒擾事件、河合がこの文中で使っているところの「大井巷事件」に関する記述は印象に残った。

そこで、私は外務省外交史料館を訪ねて、この事件に関する外務省の文書「明治43年清国杭州暴動並城内居住日本人撤退一件」を見つけて、それを基にして事件のあらましを紹介した文を書いた（「杭州“大井巷事件”の顛末」、神奈川大学人文学研究所編『日中文化論集』所収、2002年）。事件の内容を要約すると次のようになる。日本が杭州に租界を置いたとはいっても、そこは杭州の城内からは離れた不便な場所にあつて、商売で一旗あげようとしてやって来た日本人にとっては仕事になら

ない。そこで、中国側から租界以外の場所、つまりは城内で外国人は店を開いてはならないと言われているのを無視し、中国人の名義を借りて城内、具体的には大井巷という通りで複数の日本人が店を開いた。ところが、その内の一軒の、空気銃で的に当てると景品に煎餅がもらえるという遊戯店で、的に当たった当たらないで日本人店員と中国人客の口論となった。さらには、店員が客を殴って、日本人が客に怪我をさせたということになって通りがかりの人を巻き込む騒動に発展、警察が出動して店員を交番に保護したものの、さらに増えた野次馬がその店と他の日本人経営の店に次々に押しかけて店内を壊したり商品を奪ったりし、日本人の一人に怪我を負わせることにもなった。こうして、ついには軍隊が出動して野次馬を解散させるという事件が明治43(1910)年春に起こり、その処理を巡って日本領事館と杭州当局が、それぞれ外務省と清国政府の指示を仰ぎながら延々2か月半にわたって交渉を続け、日本側は店の破壊や怪我に対する補償を要求し、中国側は城内で店を開いていたことの責任を追及して譲らなかったものの、ついにはそれぞれの主張を認めて、中国側は店側への補償をする一方で日本人の店を城内から締め出すことになって決着した、というのがその内容である。この取るに足りないトラブルが軍隊派遣にまでなった背景には、一般住民の日本(人)に対する日頃の反発があったようであり、事件後には商業界、学界の面々が日本人商人の城内への進出こそが問題であるとの輿論喚起をして、杭州当局の主張の後押しをしたのは注目すべき動きだと私は感じた。

この事件について調べる際に、日本が杭

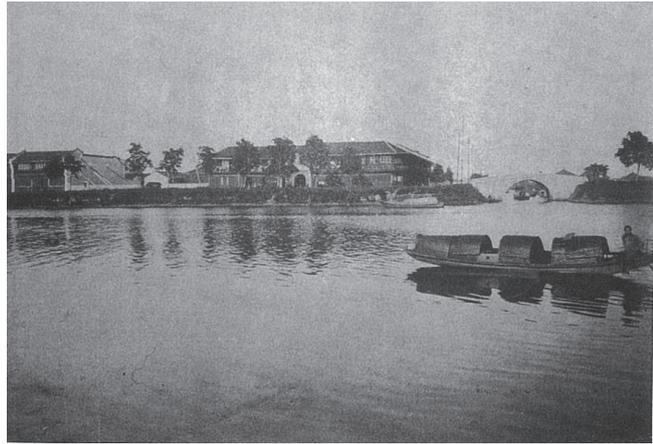


図1 杭州日本租界、手前は大運河(『蘇杭事情』所収)

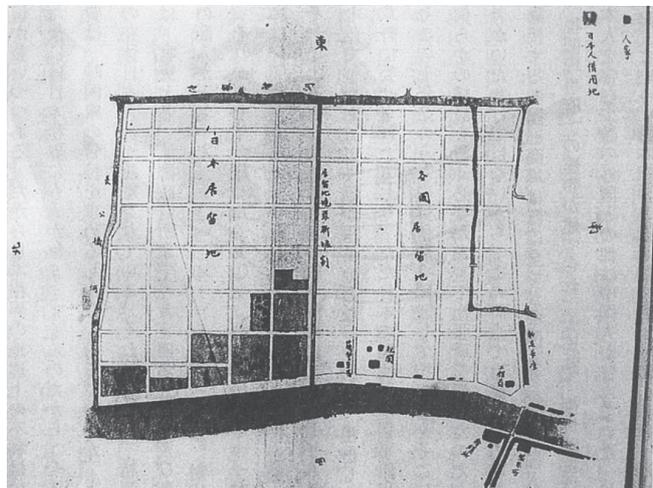


図2 左が杭州日本租界見取り図。白い部分が未使用地、右は各国通商場、下の黒い部分は大運河を示している(台北・国史館所蔵)

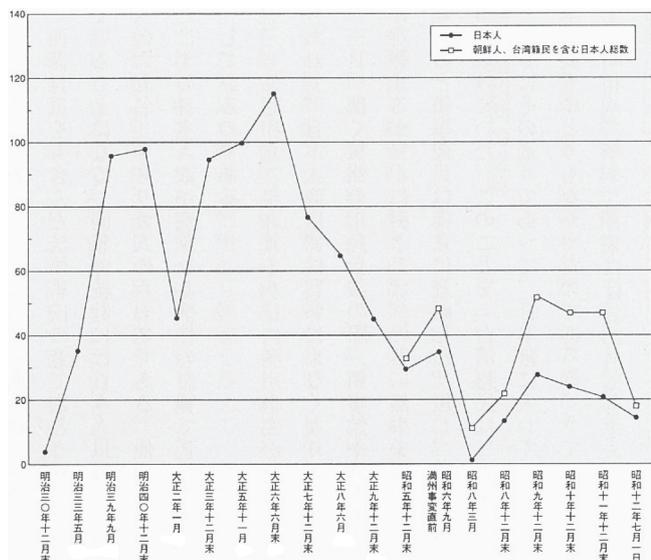


図3 杭州在住日本人数の変遷(大里作成)

州に租界を開いた経過についても外務省の資料その他を読んでみたのだが、杭州のどこにその場所を選ぶのかについては、外務省の担当者に何らかの目途があったわけではなくて、城内から離れた場所とは知っていても杭州当局に示された場所に決める他はなかったようである。しかし、古くから北京と南方とを繋いでいた大運河に面した土地があてがわれたので、そこに租界を置いてからの交通の開発にその後の発展の望みをかけていたが、杭州の政界、商業界の反対にあってその芽は早くに摘まれ、他方日本側にはそのハンデをはねのけて企業を進出させ多くの日本人を呼び込むだけの力はないまま、わずかな建物以外は草茫々のままに放置するしかない状態がしばらく続いたことは、数十年を経た後に訪れた日本人の紀行文からも知ることができる。

杭州に置いた日本租界に関する話が長くなってしまったが、一つ杭州に租界を置く際にも置いた後にも、できるだけ租界を発展させない状況に置こうとする当局や商業界の目論みがあり、住民にも日本人が近くで商売をしていることへの反発があり、一獲千金を夢見て海を渡ってきたはずの日本人はそれが果たせぬまま住民の息遣いを気にしながら住んでいるという構図に興味を覚え、そうした状況は他の租界にも存在したことはないかと考えて、10年以上前になるけれども、同僚数人を誘い、分担して重慶、漢口、蘇州、杭州に置いた旧日本租界の現状調査と資料調査をしたことがあった。そして、田畑光永さんが重慶、孫安石さんが漢口での状況をまとめ、私が杭州の租界の状況と『浙江文化研究』についてまとめ、上海については、日本政府は租界を持ちたいとして上海当局と交渉したものの結局は断念した経緯を述べた資料を翻訳して紹介し、さらには建築史の視点からの論文を加えて、『中国における日本租界—重慶・漢口・杭州・上海』のタイトルで1冊の報告集にまとめた（御茶の水書房、2006年）。蘇州については報告にまとめるに至らなかったのは遺憾なことだったが、蘇州を含む5か所の状況を調べただけでも、日清戦争での勝利の勢いで租界を要求し、上海を除いては開設までこぎつけたにもかかわらず、中国側の交渉時及びその後の抵抗がどの租界でも大なり小なりあり、日本としてそれをはねのけて発展させる経済力がないために、はかばかしい発展がなく、名ばかりの租界にすぎないところがほとんどだったことがわかった。

以下、外務省の資料、同僚との共同研究、台湾の代表的な資料館である国史館や中央研究院近代史研究所檔案館にある資料などを見、同僚との共同研究を経、さらに最近になって読んだ東亜同文会発行の機関誌の情報を加えて、上で述べたことと少し重複するかもしれないが、日本租界の形成とその後についてまとめてみたい。

日本租界の形成とその後

日本は、日清戦争に勝利して結んだ下関条約で、長江流域の重慶と沙市、それに上海に近い杭州と蘇州に租界を置くことを認めさせ（1895年）、杭州と蘇州には1897年、沙市には1898年、重慶には1901年に開設した。このうち、杭州における開設時の状況についてはすでに触れたが、1年経っても草茫々で未開拓である状況が東亜同文会の当初発行した機関誌『東亜時論』でも詳述され、蘇州の場合も、開設から1年経っても租界に住む者はおらず、城内で店を開いていた日本人が警察の暴行を受けたことが同誌で報じられている。沙市の場合は、開設直前の1898年春に沙市事件という住民の暴動事件が起こり、日本領事館などが焼かれて領事以下が漢口に避難することがあり、出鼻をくじかれ

た感があるのだが、『東亜時論』には98年の貿易状況を数字をあげて述べたうえで、なぜ貿易が振るわない沙市を租界に選んだのかという疑問の声を紹介している。重慶については、城内から長江を隔てた対岸に租界を置いたことから、そこでの発展は当初から望むべくもなかった。こうして自ら選んだはずの4地は、進出する企業や個人は長いこと少数にとどまり、重慶、杭州は多い時で100名を超える程度であり、蘇州はもっと少数だった。もう一つの沙市については体をなさなかったとして租界の記録からはほぼ除外されている状況にある。

他方、1896年に日清通商航海条約を結んで、すでに他国が開設している都市に日本租界を置くことを認めさせ、そのうち天津と漢口には1898年に開設した。この2地は、上海同様いずれも商工業が活発に展開されている交通の要地で、租界を開く前から日本人が少数ながら貿易や商店等の活動を展開しており、開いた後には徐々に各種の企業が進出していき、他の日本租界に比べて発達した租界と見なされているが、東亜同文会発行の3番目の機関誌『支那調査報告書』1910年第2巻第9号の「天津日本租界概勢」には、「租界内幾多の空地は空しく茫々たる草原に委し去られ」ており、これで「日本経営の模範的租界」といえるかという文章があるのを見ると、開設10年余を経た天津日本租界の「発達」の程度も大したものではないことになる。また上海の場合は、先にも触れたように開設のための交渉をしたが、当局が候補に挙げた場所は不便なところにあり、置きたい場所はすでに他国が占めているとあって断念し（1899年）、その後は共同租界に続々と住みついて、日本人が集中した地区は次第に日本租界と思い違えるような活気を呈することになった。ところが、厦門の場合は、1899年に開設の交渉をして規程を定めるところまでいったものの、開設に反対する住民の暴動が起り、領事館の襲撃もあって、そのせいだけではないとしても、その後租界建設を進める動きにならなかった。福州の場合も、99年に開設規則を定めており、開設準備を進めている様子を『東亜時論』は数回記事にする一方で、政府・財界のバックアップが弱くて発展する可能性がないと嘆く当地在住の日本人の反応を伝えていて、その後は開設の準備が放棄されたようで報道されなくなった。広州については、1902年から翌年にかけて交渉をしたものの、当局に婉曲に断られて実現するには至らなかった。さらに、1902年ごろから湖南省の長沙や岳州に中国が自ら開港地（自管租界）を作って外国の進出を誘致する動きがあった際には、それに乗るべきだとの意見が出たが、実現を見ずに終わった。

こうして見てくると、日本はスタートが遅かった割には、日清戦争勝利の勢いで4地に租界を設け、それ以外に、他国がすでに置いていた都市にもイギリスに負けず劣らず租界を置こうとしたけれども、期待した通りには進まなかったことが分かる。口に出し、交渉まではしても、その先に進む経済力に欠けていたというべきである。

以上、1900年前後における租界開設あるいは開設挫折の経緯を述べたが、その後日本租界はどうなっていくか、租界以外の特権への日本の関心はどうだったかについて、つぎに簡単に触れる。東亜同文会の2番目の機関誌、1899年末から1910年半ばまで発行した『東亜同文会報告』を通覧して感じるのは、その前の『東亜時論』に比べて日本租界に関する記事が極端に少なくなり、代わりに他国の租界あるいは租借地に関する情報が載っていることである。それは、日本租界開設の動きが一段落したことの反映であると同時に、東亜同文会のさらには日本政府や軍部の関心が、他国の中国に対して持っている特権に向けられていることの反映であると思われる。1900年から翌年にかけて起こった義和団事件で日本軍と同様に出兵したロシア軍が、事件終結後も中国の東北（以下、満洲とする）

に駐屯したままであること、さらには1898年以来ロシアが鉄道附属地を維持している状況についての調査報告が載り、ドイツが山東半島に駐留している状況についてのレポートも載っている。そして、1903年ごろの『東亜同文会報告』は、しばしばロシアに対する戦争の備えを訴える記事を書き、日露戦争に勝利すると、ロシアが満洲で維持していた租借地などの特権を日本に譲渡することについて、ロシアと交渉し、さらに清国と交渉した内容を載せている。また、3番目に出た『支那調査報告書』でも時々満洲進出に関する記事を書き、例えばこの機関誌の発行兼編集者の根岸佶は、1910年に書いた「対満貿易私見」の冒頭で、日本は「日清日露の二役により二十億の大金と数十万の人命を犠牲にし」て満洲における今の地位を得たのだから、それを失わず、もっと高めなければならないのだと焚きつけている。満洲事変をさかのぼる20数年の頃に、東亜同文会という「支那保全」（中国を大切に守るということであろうか）、「支那及朝鮮の改善を助成す」などを決議して活動を始めた団体の機関誌が、満洲という特権をこのような内容で主張したのを知ると、租界などは取るに足らないようなちっぽけな特権だという気にもなってしまう。

しかし、もちろん中国における日本租界は、その後も発展しているしていないにかかわらず維持されていき、1920年代後半には中国に民族運動が起こり、30年代初めにかけて租界回収の動きが強まった。その時イギリスは漢口や九江から撤退したが、長江流域にいた日本人はそのつど上海か日本に避難しつつ中国人の「排日」行動に反発し、満洲事変、上海事変と続く中で、ますます反発の度を強めていった。事情を知らないまま右往左往するしかない日本人には、反発することで鬱憤を晴らすより他なかったというべきか。1937年に日中戦争が起こり、中国各地の日本人は戦乱を避けて一斉に帰国したが、日本軍が都市部を占拠して状況が一段落するとまた戻っていき、さらに大量に日本人が新たに租界を含む各地に入っていった。未発達の租界の場合は、この時期にどっと城内に入り租界にも入っていき、かつてなかった活気を呈することになる。但し、この時重慶租界は閉鎖して全員が引き揚げ、重慶はまもなく中国側の臨時首都となった。1937年、満鉄附属地の行政管理権を「満洲国」に返還し、43年には各地の日本租界および太平洋戦争勃発後に占領した他国の租界を汪精衛政権に返還したが、返還することで日本の占領を閉じるものではないという意味で、まやかしの儀式だったというしかない。そして1945年夏、日本は敗戦してそれまで維持してきたもろもろの特権は反故にされ、資産は没収されることになった。

最後に

戦前上海で東亜同文会が経営する東亜同文書院の教授を勤めたことがあり、戦後は東大教授を勤めた植田捷雄に『支那に於ける租界の研究』と題する大著がある（巖松堂書店、1941年）。私は、この著作が日本における戦前の租界研究の代表作だと思っているのだが、その本の序文に「支那における租界百年の歴史はそのまゝ欧米列強の対支侵略史を反映せるものといふことが出来る。これを換言すれば、欧米勢力の消長は即ち租界の盛衰である。」という一節があるのには全く同意できない。この本を書いた時の状況がこのような身勝手な表現を選ばせた可能性はあるものの、すでに触れてきたように、日本自身が「欧米列強の対支侵略史」を後追いついたばかりか、それを突き破って一層侵略に向かってしまった事実を目をつぶるわけにはいかない。しかも、この本では日本租界の実際には、表面

的にしか触れていない。そこで、遅まきではあるけれども、戦後における租界研究は事実の究明から始めなければと思って、共同研究を続けてきた次第である。

(ことわり：年報『非文字資料研究』第7号に「租界研究の現状と展望」と題して発表した内容のうち「2. 中国における日本租界の歴史概観」を基本的に踏襲しつつ、その不十分なところを補って、上の文を書いた。その際、以前には利用していない東亜同文会の機関誌が役立ったので、以下に、同会の4種の機関誌中で、租界その他の特権に触れている記事を拾い出して、今後の研究の参考に供することにした。タイトルのみと、コメントを付したものの別があるのは、私の任意による。なお、創設の決議に「支那を保全す。支那の改善を助成す。支那の時事を討究し実行を期す。……」を謳って1898年から活動を始めて日本の敗戦直後の1946年に解散した東亜同文会についての検討は、今後の課題としたい。)

付録、東亜同文会機関誌中の、租界その他の特権に関する記事

a、『東亜時論』、1898. 12～1899. 12、全26冊、月2回発行（復刻版ゆまに書房刊）

租界開設前後に発刊されたこともあって、多くの関連記事が載っている。日本租界は「居留地」と記している。国内数か所に置かれた外国人居留地になぞらえた呼称と思われる。以下に租界関連記事のタイトルを「 」をつけて並べ、任意にコメントを加える。()内は筆者名である。

第壹号、「江南事情一斑」(天涯一狂人) — 杭州居留地の草茫々で未開拓な様子が詳しく記されている。「沙市日本居留地章程」。

第貳号、「蘇州に於ける清国巡捕の暴行 — 東亜同文会員の被害」 — 店を居留地以外で開いているためにそれを追い出そうとして起こした暴行事件。「天津居留地条約」。

第参号、「清国に於ける我居留地」 — 漢口、福州の他にも、營口、厦門にも開くとする。「漢口居留地条約」。

第四号、「上海外三箇所の我居留地」 — 上海、厦門、重慶、營口に言及。

第六号、「沙市貿易の失望」 — なぜ貿易の振るわない沙市を租界に選んだか疑問だとの声を紹介している。

第七号、「清国福建省視察談」 — 福建省内で鉱山権を得たくとも日本は国力が弱い、新聞事業をやる程度がせいぜいのところだという、当地に住む日本人の意見を紹介する。

第八号、「福州近況」 — 福州在住日本人の様子。「蘇州の再暴行 — 税関雇英人と大東汽船会社」 — 税関で働くイギリス人の排日本人感情が強く、それが役所の態度に影響を与えていると指摘する。

第九号、「福州通信」(眠民生) — 日清戦争前後で商売の消長は大差ないが、住民の受け入れ感情はよくなったので、この際有力商人が来てくれればいいかと述べる。「福州居留地問題」 — 割り当てられる土地は狭いので、十分な利益を得られないのではないか、という。

第拾号、「福州近況」(東文学堂 岡田兼太郎) — 現地日本語学校の様子。「厦門通信」(在厦門生)

— 台湾から移動してくる日本人が多いと述べる。「蘇州事件の取極」。「専管居留地を要求す」
— 牛荘に関する動き。

第拾壱号、「福建省不割譲の問題」 — 福建の特権を日本以外に割譲しないという約束を中国側に再度強く主張すべきという日本の新聞論調の紹介。「厦門専管居留地に付清人の不平」 — 日本が厦門に居留地を持つことへの住民の不満を紹介。「蘇州事件全く終了す」。

第拾貳号、「各居留地問題」 — 福州、牛荘、厦門の状況。「蘇州事件取極の条項」。

第拾参号、「南清見聞一斑」 — 厦門、福州の状況。「福州居留地問題」。

第拾四号、「南清見聞一斑（続）」 — 福州琉球館の現状。「福建省に於ける事業」 — 一部の日本人が鉄道布設権、鉱山開掘権を要求する決議をした、と述べる。

第拾五号、「福州専管居留地取極書の認可」。「営口専管居留地問題」。

第拾六号、「前年度の沙市貿易」。「牛荘に於ける日本人」。

第拾七号、「前年度の沙市貿易（続）」 — 沙市居留地の様子。日本人数は領事館関係 5 人。

第拾九号、「福州通信」（岡田生） — 居留地交渉が進展し、実地測量をする手はず。「北清通信」（関外孤客） — 営口居留地の様子。「厦門の暴動 — 付同居留地の決定」 — 日本居留地を設置することに反対する住民の暴行があった。「牛荘居留地一部の確定」。「日本帝国漢口郵便局」。

第貳拾号、「蘇杭州の航路について」（白岩龍平）、「時論一斑」 — 厦門事件についての日本の新聞の論調を紹介。「厦門暴動事件後聞」。「福州専管居留地確定の調印」。「蘇州の専管居留地」 — 居住する者一人もなし。「芝罘居留地要求」。「牛荘居留地案認可」。

第貳拾壱号、「福州居留地取極書」。「厦門事件後聞」 — 住民が領事館を襲撃。「福州専管居留地取極書認可」。「牛荘日本商品陳列館」。

第貳拾貳号、「厦門近況」 — 未だ住民の動きが沈静するまでに至っていない。「日本人協会開会式」 — 天津の動き。

第貳拾参号、「厦門事件後聞」。「厦門専管居留地確定の公報」。「福州に於ける日本人の遭難」 — 日本人数人、中国人 30 人ほどに襲撃される。「杭州郵便局長更任」。「葬儀場問題の決定」 — 上海の居留民会議で、日本式葬儀を拒否する論を否決。

第貳拾四号、「蘇州及び杭州の航路」 — 白岩龍平経営の大東輪船は有望だとする。「厦門専管居留地取極書」。「厦門暴動事件の談判」。

第貳拾五号、「清国に於ける列国の経営（六）」 — 北清に於ける開港場、牛荘、芝罘。「漢口に於ける近衛公爵」。「蘇州に於ける近衛公爵」。「厦門事件の談判」。「清国沙市近情」。

第貳拾六号、「清国に於ける列国の経営（七）」 — 支那各港租界の概略、日本については天津租界を取り上げている。

- 総じて、租界開設前後の各地の様子、在住日本人が現地でいかに定着できるか模索している状況、現地住民が日本の租界設置に反発している状況が伝わる内容となっている。
- 下関条約で中国に開設を認めさせた租界中、その後の進展がない蘇州、杭州、沙市の現状を伝え、日本政府の対応の悪さを批判している。また、下関条約とは関係なく開設を目指して中国側と交渉している福州、厦門、営口（=牛荘）の状況を伝えているが、そのうち繰り返し報じている福州に

については、総じてその発展は見込めないと悲観的な論調である。

- 蘇州、厦門で起こった地元住民や警官による日本人に対する暴行事件について、事件の顛末を詳しく報じている。
- なお、西欧列強が中国各地に置く租界や租借地に関する動きを伝えるほか、第拾壹号以降には釜山、仁川、木浦、元山その他の朝鮮における居留地の様子や、中国が朝鮮に治外法権を認めさせる「清韓条約」調印の経緯についても報じている。朝鮮における居留地の様子は、bの『東亜同文会報告』においても述べられている。

b、『東亜同文会報告』、1899. 12～1910. 6、全132冊、月1回発行、第百二十三回（1910. 1）からは月2回発行（復刻版ゆまに書房刊、ただし第1号～4号は未収録）

開設後1年を経過してから10年間の、会員による中国各地での日本語学校の経営、中国語新聞の発行、現地中国人への働きかけなどの記録、現地の各種情報を集めての報告であり、租界関連の記事も時折載っている。しかし、その内容は日本租界の実情に関する記事もあるにはあるが、日本として気になる山東のドイツ租借地に関する情報や満洲地区でのロシアの動きについての記事も多い。以下、aで『東亜時論』から日本租界関係の記事のみを拾ったのとは異なり、他国の租界情報を含み、日本の中国「進出」に結びつきそうな事件に関係する記事や論考を選んで並べることにし、必要最小限のコメントを加える。

第八回（1900. 6）、「義和団」（宗方小太郎）、「義和団の闇記」（井手三郎）等——義和団事件が起こってからの各地の反応を紹介。「清国に於ける新聞事業」（井上雅二）——中国における新聞出版の歴史と現状を説明し、その中で日本人（東亜同文会員）が発行する新聞についても触れる。

第十回（1900. 8）、「臨時大会」——臨時大会を開き「支那保全」再確認の宣言をする。中国側に、東亜同文会は清朝改革をたくらむ維新派を支持しているのではと疑われ、活動しにくくなったための宣言のし直し。

第十一回（1900. 9）、「唐才常惨殺の模様」（岡幸七郎）等——上海支部が肩入れした維新派の蜂起未遂で唐才常らが捕まり、処刑された事件に関する各種情報。

第十五回（1901. 1）、「北京通信」（若林明）——専管居留地に日本語学校創立。

第十九回（1901. 5）、「海上露清密約」、「露国満洲占領の実証」——義和団事件後、ロシア軍が東北から撤退しない実情について。この回の前後、しばしばロシアの動きに注目する記事が載る。

第二十四回（1901. 10）、「独国の青島経営」（鹿子木小五郎）。

第二十五回（1901. 11）、「青島視察報告」（坂東宣雄）。

第二十七回（1902. 1）、「重慶通信」（小越平陸）——日本人がマッチ工場有臨公司を経営。

第三十四回（1902. 8）、「湖南事情一斑」（岡幸七郎）——岳州、長沙に中国側が自ら開く準備をしている居留地に関する情報。

第四十六回（1903. 8）、「満韓視察談」（宗方小太郎）。

第五十回（1904. 1）、「対露主戦策」（根津一）。

第五十八回（1904. 9）、「湖南と日本」（白岩龍平）、——日本は湖南に進出すべきと主張。「湖南省長

沙開港に関する章程」。

第五十九回（1904. 10）、「占領後の營口」——日露戦争で日本軍が營口を占領してからの状況。「天津商品陳列館開設」。

第六十一回（1904. 12）、「重慶政況」——在住日本人の状況、重慶日報発刊。

第七十回（1905. 9）、「漢口領事館の見本陳列館」。「厦門陳列館の設立」。

第七十一回（1905. 10）、「東三省と日清交渉」、以後数回にわたって、日露戦争勝利後の日清間、および日露間の交渉に関する情報が載る。なお、第七十七回からは、それまでの「清国」「韓国」と分けて記事を並べていたのを変えて、「支那本部」「満州」「蒙古・新疆・西藏」「韓国」「東露」と細分化した項目に変え、その一つとして、満州においてロシアに代わって種々の特権を主張していく様子を伝える。遅れて、「印度支那」の項目が加わった。

第八十四回（1906. 11）、「列国の対清貿易策」（東亜同文書院調査）。

第八十五回（1906. 12）、「列国の対清貿易策（承前）」——文中、七、「日本の経営」の見出しで天津居留地に関する説明がある。

第八十六回（1907. 1）、「營口還付北京協定全文」、「軍政撤退後の營口」等。

第八十七回（1907. 2）、「日本人の迫害」——吉林の街中の、外国人には開放されていない場所に店を開いている日本人が退去処分にあった。

第八十八回（1907. 3）、「漢口の日本居留地」。「厦門と日本人」。

第八十九回（1907. 4）、「閩東州の租借地」。

第百回（1908. 3）、「辰丸事件解決」——革命派を支援すべく武器を輸送して清国政府に没収された事件で、両国政府が協議して解決を見た件。

第百一回（1908. 4）、「日清交渉」——懸案の満洲問題についての交渉。「ボイコットに関する諸種の情報」、「日貨排斥決議」——辰丸事件に関する広東における抗議行動。

第百二回（1908. 5）、「ボイコットに関する諸種の情報」。「天津日本租界」。

第百七回（1908. 10）、「天津における外人の勢力」——日本租界にも言及。

第百十二回（1909. 3）、「上海居留地拡張交渉」。「南京に於ける日本人」。

第百十七回（1909. 8）、「東亜興業会社の設立に就て」（白岩龍平）。

第百十九回（1909. 10）、第百二十回（1909. 11）、第百二十一回（1909. 12）、「清国教育事情」（一）（二）（三）、（法貴庄次郎）——とくに（三）に、「我日本の影響及日本語の勢力」がある。

第百二十五回（1910. 2）、「上海に於ける家賃」。「四川省の日貨排斥現況」。

第百二十七回（1910. 3）、第百二十八回（1910. 4）、第百二十九回（1910. 4）、「日清貿易概観」上
中下。

『東亜同文会報告』の記事を見ての感想を数点に絞って述べる。

- 日本租界について、定着しつつある天津、漢口については状況報告を載せるが、振るわない租界については載ることはまれであり、代わりに、中国側が自ら湖南に設けようとする租界に関心を向けている。
- 通覧すると、創設当初の2年ほどは支部の活動を通じて会の決議を中国内で広めようと積極的に活

動したかに見えるが、東亜同文会は維新派を支持しているという中国側の疑念につきまといわれ、義和団事件、唐才常事件を経て、清朝を刺激することを避けたい政府の思惑に従って会の活動幅を縮小し、日露戦争の前後になると一層政府の方針に従うことで創設時の決議の中身が変質していき、大部分の日本租界は不振のまま維持するしかないが、その分満州でさまざまな特権を得ることに関心を移した様子が見て取れる。

- 1911年に辛亥革命が勃発する1、2年前の記事では、日本の企業や個人がある程度中国に進出している状況や、日本政府と清朝政府の関係がそれほど矛盾なく維持されている状況が報告されていて、政権や社会の急激な変化を望まず、このまま清朝が継続されることを望んでいると思える論調になっている。

c、『支那調査報告書』、1910. 7～1911. 12、全37冊、第一巻第一号～第十三号、第二巻第一号～第二十四号、月2回発行（復刻版未刊）

- 機関誌のタイトル、発行兼編集者根岸佶（当時東亜同文書院教授、経済学の専門家）、発行所支那経済調査部からも分かるように、先の2つの機関誌よりもさらに経済状況に重点を置いた内容になっていて、中国经济情勢に関する論説や中国各地の経済面の動きが多数紹介されている。例えば、「支那工業の前途」（根岸佶）第一巻第一号～第四号。

「対満貿易私見」（根岸佶）第二巻第二号～第四号、第七号～第十号。この文の冒頭に「我邦は、日清日露の二役により二十億の大金と数十万の人命を犠牲にし纔かに満州に於て現地位を購ひ得たるものにして、他国と大に選を異にすれば、現地位を失墜することを許さざるは勿論、益々之を向上せしめざるべからず……」とある。

- 政治革命情勢に関しては、例えば、「支那立憲政治の前途」第二巻第一号。「中清擾乱及其影響報告」など第二巻二十二号～二十四号には、辛亥革命勃発に関連した記事が多数載り、そのうち上記「中清……報告」は、その時の漢口日本租界の動きにも言及している。

- 租界に関しては、例えば、「四国借款と満州問題」第二巻第九号。「天津日本租界概勢」第二巻十一号。後者の文中に、「曾て有望と目されたる租界内幾多の空地は空しく茫々たる草原に委し去られ未だ何等の利用を見ず、之を以て清国に於ける日本経営の模範的租界と呼ぶは聊か手前味噌の感なき能はず……」とある。

- 中国人日本留学生に関しては、例えば、「清国留学生の決議」、「清国留学生の奮起」、いずれも第二巻第五号。この2つの記事によれば、留学生1200余名は「自国民の惰眠を覚醒せんとて」牛込区西五軒町の留学生会館に集まり協議を重ね、学生団を組織して「清国全部を通じて軍国民として十分の資格を具備せしめん」ために行動を起こすことになったとする。

d、『支那』、1912. 1～1945. 1、全488冊、その前に発行された『支那調査報告書』が第二巻まで発行されたのを継いで、第三巻からの通し番号で第三十六巻第一号まで続いた。第三巻第一号～第十巻第十八号までは半月刊で、それ以降は月刊。

ここでは、目を通すことができた第九巻までについて、租界およびその他の特権に関する記事や論文を主とするものの、範囲を広げて日中関係に関わる他の情報についても拾うことにし、第十巻以降については、今後の補充を期す。

1912年、第三巻第二十一号、「支那問題と東亜同文会の地方大遊説」（亜南）、「支那の現在及未来の大勢——遊説の主旨」（根津一）——前者は、辛亥革命が起こったことをきっかけに、「支那思想の普及を計ると共に、支那の運命及我国との関係に就ても、的確にして卓越せる論断を与へんと」して遊説を実施すると述べる。後者は、その実施責任者である根津による趣旨説明。

1913年、第四巻第二号、「再興したる中華民国留学生総会館」——一時閉鎖されていたのが、1912年の暮れに神田今川小路2丁目12番地に再興したと伝える。

同第四号、「漢口租界の各人」——当時の在住日本人数は1553人。

同第六号、「日華学生の提携」（山口生）——日中双方の学生が提携する動きがあり、日華学生倶楽部と日華学友会の2組織が生まれたことについての紹介と意見。

同第八号、「中日協会草案」——中日国民協会創立にあたっての章程草案を載せる。

同第十一号、「支那政府改造五国借款契約」。

同第十六号、「兵火に罹れる東亜同文書院」——第二革命の戦禍で全焼した東亜同文書院の写真と説明。

同第十八号、「南満未開放地に於ける居住日本人退去問題」——日露戦争後南北満洲に渡った日本人のうちの未開放地に住む者の状況や、彼らに当局からの退去命令が出たことに関するコメント。

同第十九号、「対支交渉と今後の提携」——南京、漢口、兗州における排日運動に対する日中両国の交渉で日本政府が寛大な対応をしていることに不満であると述べ、日露戦争後の中国人による排日には「適当なる威圧を加へされれば俱に提携して東亜の大局を維持すべからず」と述べる。「南京事件と支那紙」——張勳の軍が南京で起こした日本人に対する傷害事件に関する中国紙の反応。

同第二十二号、「漢口と米租界」。

1914年、第五巻第二号、「再び支那民国の現勢に就て」（根津一）。「湖南通信」——文中に日本居留民の現状に関する記述があり、140人住んでいることがわかる。

同第三号、「列強と支那鉄道」——西欧列強が保有する鉄道利権とともに、日本が獲得した利権についての記述もある。「各国の賠款要求額」——辛亥革命の際に各国が受けた被害の賠償要求額。「特別外交会議議案」——中国政府内で検討されている、各国との条約を修正するにあたっての議案一覧。

同第四号、「湖南通信」——文中に、対日感情が険悪であるとの記述がある。「漢口租界拡張拒絶」。「張家口の租界」——中国政府が7か所の通商地を開放する予定中の一つである張家口における候補地に関する情報。

同第五号、「漢口居留地拡張案」。

同第八号、「湖南通信」——文中に、乱党多数が逮捕され、その取締りの影響で日本人を含む外国人

に対しても携帯品検査がなされている状況を伝える。「損害賠償問題成行」、「損害賠償要求額」。

同第九号、「支那に於ける利権の擁護」——辛亥革命後列強の利権争奪が流行し、他国が持つ利権を奪う動きもあって、「其鋒先は先づ我邦に向ひ」、すでに奪われたものがある現状においては、「支那に対し最も利害を有する帝国」としては、利権を守り、さらに利権を獲得することに努めなければならない、と主張する。

同第十二号、第十三号、第十四号、「上海租界拡張問題」(上)(中)(下)。

同第十二号、「経済同盟論の批評」(ジャパン・ガゼット)、「日支関係を論ず」(ノース・チャイナ・デーリー・ニュース)、「日支関係の改善」(ジャパン・ガゼット)、「支那郵政の発達」(ノース・チャイナ・デーリー・ニュース)。

同第十四号、「日本と革命党との関係」(ノース・チャイナ・デーリー・ニュース)。「上海通信」——ノース・チャイナ・デーリー・ニュースが「孫逸仙の愛国心」と題して載せた日本人宛の孫文の手紙を訳して紹介したもの。

同第十五号、「上海通信」——租界に関わる様子を「上海の繁栄」、「洋涇浜問題」、「租界拡張問題」、「上海長崎間海底電話」等の小見出しで紹介している。「広東通信」——沙面租界に建物がひしめいている様子やそこに暮らす日本人の様子などに触れる。

同第十六号、「上海通信」——文中「会審管理権と租界問題」についての記事がある。「福州通信」——文中に「南支那の外国人数」の見出しで、日本を含む各国の、広州、スワトー、厦門、福州に住む人数を挙げつつ、特に日本人の職業別人数も紹介している。

同第十八号、「漢口通信」——第一次大戦によって外国人数が極端に減り、大戦が漢口経済界に与えた影響が大きいと述べる。

同第十九号、「支那の誤謬」——日本政府はドイツが膠州湾に占拠するのは「東洋の平和を害するものと認め、支那に還付するの目的を以て、之を帝国に交付すべきことを」ドイツに勧告して、聞き入れなかったので出兵したが、こうした日本の善意の行動に対して、「支那官民たるもの……動もすれば帝国の行動に対し猜疑の念を挟み、甚だしきは帝国軍隊を誹謗するものあるに至る」のは理解できないとする。「上海通信」——租界拡張問題に言及。

同第二十号、「山東鉄道押収交渉」——「帝国軍隊が自衛上山東鉄道を押収せんと欲して」いることに対し、中国の新聞はドイツに扇動されて不平を鳴らし、中国政府も抗議しているが、日本政府は意を決して鉄道押収に着手したと述べる。「山東省調査資料」(山口生)。

同第二十二号、「日支経済団結」——外交総長が北京の日本公使館に来て青島陥落を祝い、将来の日中親善の為に両国は経済的団結をすべきと語ったのは、日本の対中国の外交方針に合致すると述べる。

同第二十三号、「山東鉄道の価値」。「上海通信」——文中「公共租界拡張問題」への言及あり。「済南通信」——青島開戦後に於ける済南在留邦人に関する情報。

同第二十四号、「満蒙鉄道と日英」——「遼河以西満蒙一帯」は日本の勢力範囲に属しているが、政府が手を施さないために他国が隙をついて入り込もうとしている。「帝国政府なるもの、発奮激励せずして可ならんや」と述べる。「租界拡張要求回答」。

1915年、第六卷第一号、「借款の近況」——辛亥革命後各国が中国に与えた借款を、政治借款、鉄道借款、実業借款に分け、数字を挙げて説明した後、日本が力を入れている鉄道利権について詳しく触れている。

同第二号、「日支の葛藤」——青島税関吏の任命に関する日本の主張を認めない中国政府を非難している。「日支両国と青島問題」(ノース・チャイナ・デーリー・ニュース)、「間断なき日支両国の争論」(ゼ・リテラリー・デジエスト)。

同第四号、「日支の交渉」——日本政府が二十一か条要求をしたのに対して、中国各界が反対している内容を紹介しつつ、「日支の親交を維持し、東亜平和を確保せんが為め、今次の要求を為すに至」った日本政府の外交方針への支持を表明している。「山東鉄道及贛山炭鉱現状」。

同第六号、「上海通信」、「湖南通信」——いずれも、日支交渉反対の動きを伝える。

同第七号、「上海通信」——日貨排斥運動の様子を伝える。「上海租界拡張協約草案」。「支那各地情況」——綏化府、白音他拉、長春、昌図、営口、旅順、天津、青島、李村、芝罘、蕪湖、上海各地の経済事情、現地での日本人の受け入れ状況、日支交渉への反応などを紹介する。「湖南に於ける日貨排斥檄文」。

同第八号、「日支交渉」——二十一か条交渉の途中経過。

同第十号、「日支交渉解決」、「漢冶萍公司与日本の関係」。

同第十一号、「青島の軍政」——青島に敷いた軍政の諸組織や諸規程の一覧。「日支交渉によりて獲得せる我新権利に就て」。「上海通信」——二十一か条交渉に対する上海における反対の動きを紹介。

「日支交渉顛末」——日本政府による日支交渉経過の説明。

同第十二号、第十三号、「日支新条約と満蒙」(上)(下)。

同第十三号、「上海通信」——排日、排日貨。

同第十四号、「日貨排斥に就て」、「湖南通信」——いずれも排日の現状について述べる。

同第十五号、「北京通信」——「排日及び日貨排斥の現状」、今回の排日はこれまでと違い、「慢性的」で「各地普遍的」なところがある、と指摘する。「上海通信」、「湖南通信」とも排日の現状を伝える。

同第十六号、「上海通信」——「排日貨の末路」の小見出しで、3か月半続いた排日本人・排日貨が「自滅に帰せんとし」としていると伝える。

同第十八号、「国体変更問題と上海」——「最近排日感情に掃討を早むべき新事実出頭」したとして、袁世凱を皇帝にする国体変更問題が起こっていることを紹介し、それは排日貨の転機となる喜ぶべき現象だとする。「上海通信」——排日貨が沈静に向かう状況を伝える。「済南通信」——済南在住の日本人の様子。

同第十九号、「満州通信」——満州進出を図って日本の企業が現地を訪ねる様子、満洲各地の排日貨の状況を伝える。「済南通信」——正金銀行出張所の開設、排日感情。

同第二十号、「間島交渉事件」——満蒙に関する新条約、即ち日本政府が袁世凱政府に認めさせた二十一か条中の規定と、以前に結んだ間島に関する日清協約のいずれが有効かを巡る日中政府間の対立。

同第二十一号、第二十二号、第二十三号、「对支利権競争」(上)(中)(下)——日本及び西洋列強が

中国で獲得している利権の内容とそれについての各国の政策。日本については、(下)で鉄道利権に言及している。

同第二十一号、「満洲通信」——当地の日貨排斥の状況。

同第二十二号、第二十三号、第二十四号、「支那開港場及居留地に於ける外国人の地位」(上)(中)(下)——開港場や租界が置かれた歴史的経緯を述べる。

同第二十二号、「上海通信」——排日貨の現状。

同第二十三号、「漢冶萍公司最近の営業状態」(上)——二十一か条交渉以後日本と中国の合弁を認めさせた漢冶萍公司における1913年度の営業報告。

1916年、第七巻第一号、「帝制問題と満蒙問題」——袁世凱が帝位に就くことで内乱が起こる可能性が高いのは、「平生東亜の大局を維持するを以て任とする我邦にとり、苦痛言ふべからざるものあり」、「中止を勧告せざるを得」ないと述べる。「満蒙に対する帝国の施設」——満蒙新条約が結ばれて、日本は幾多の重要な諸権利を得たが、今後の満蒙経営にとってまずは鉄道の敷設と金融機関の設置が必要である。「満蒙に於ける帝国の地位」——明治時代、日清戦争・日露戦争時期からの日本の満洲へのかかわりを概括的に述べた後、「日支新交渉の結果」の小見出しで、二十一か条で認めさせた特権について述べる。

同第五号、「北京の新聞紙」——帝政問題発生後の北京の新聞界は御用新聞の集団と化したとして、中国人が発行する新聞名を挙げた後に、外国人が経営する新聞として、日本人発行の『順天時報』や日刊・週刊の『新支那』を挙げる。「袁氏の声明」——アメリカの雑誌『インデペンデント』に掲載された袁世凱の声明文の翻訳で、文中に「誇張せられたる日本の要求」の小見出しで、二十一か条を出した日本の意図を擁護する内容がある。

同第七号、「帝制取消と妥協」。「支那に於ける列国の鉱山権」——日本を含む情報。

同第九号、「北京公使館区域」——沿革と現状。「支那交渉」。「上海通信」——排日運動の経過。「湖南通信」——日貨排斥について。「支那各地状況」——南満州の撫順、遼陽、普蘭店における住民と日本人の関係。

同第十号、「現下支那工業の大勢」(一)——紡績業に関する記述で、上海に日本企業が進出している様子を伝える。

同第十三号、「日露協約成立」——今回成立した協約は「支那を主題として起草」されたもので、「支那に於ける両国の権益を擁護し、第三者をして之を侵害」できないようにする点で効果があるとす。「北京通信」——袁世凱死去後の各地の動き。「内治外交」——袁世凱臨終の様子、その他。

同第十五号、「支那合弁事業」——中国における合弁事業の沿革。

同第十六号、「日支合弁事業」。

同第十八号、「満洲通信」——日中の軍が鄭家屯において衝突した事件の経過。

同第二十号、「鄭家屯事件正式交渉情形」。「支那の対日抗議」。

同第二十二号、「天津仏租界拡張問題」。「仏国領事の弁明」。「國務院の漢口華景街交渉案答弁」。

同第二十四号、「仏租界問題調停失敗」。「天津仏租界罷工数」。

1917年、第八卷第一号、「対支放資の絶好機」——第一次世界大戦で欧州諸国が戦争に没頭して中国を顧みない時が日本にとっての投資のチャンスである。「満蒙の土地経営」。「済南通信」——在留日本人の状況など。

同第三号、「鄭家屯事件解決」。

同第四号、「北京通信」——鄭家屯事件解決。

同第四号、「支那の対独抗議」。

同第七号、「北京通信」——北京政変（段総理の辞任）と対独断交。

同第七号、第八号、「支那に於ける独逸勢力の一斑」（正）（続）。

同第十号、「上海東亜同文書院の新築落成」。

同第十四号、「復辟成る」——中国に復辟は絶対的に不可能とはいえないが、今回のやり方ではうまくいかないだろう。

同第十五号、「支那に於ける独逸勢力の掃蕩」。

同第十六号、「米国と支那利権」。

同第十九号、「米国に於ける支那留学生」。

同第二十一号、「支那に於ける日本人の新聞及び雑誌事業」。

同第二十三号、「留日学生総会の電報」、「軍器借款に関する伝説」、「軍器同盟反対の声」——いずれも日中秘密軍事同盟に関する反対の動きを伝える。

1918年、第九卷第一号、「支那利権と日米提携」。

同第二号、「対支政策と放資」——日本の対中政策に2派がある、一は北洋官僚派を擁護し、一は南方民主党を擁立するというものだが、いずれに傾くのも不十分で、要は経済発展を主眼にした政策を考えるべきだとする。

同第九号、「満洲に於ける排日運動」。

同第十号、「在上海英国商業会議所の事業」。

同第十一号、「彙報」——日中秘密軍事同盟に関する各種情報。

同第十二号、第十三号、「日本の対支政策」（上）（下）（米国カール・クロウ）。

同第十二号、「日支軍事協定の成立」、「彙報」——いずれも日中秘密軍事協定に関する情報。

同第十三号、「彙報」——日中秘密軍事協定関係。

同第十五号、「彙報」——湖南省で日本人に対する凌辱事件頻発、日本が満蒙に開市を要求。

同第十六号、「欧州戦後と日支合弁」（四）——日中合弁はこれまで優秀な成績を挙げているが、改良進歩を要する点が多い。「彙報」——「上海居留民不穏」、「邦人居留民大会」、「邦人居留民意見書提出」などの見出しで、現地住民と日本人間の衝突で日本人警察官らが殺傷されて事件が起こったことについての報道。

同第十七号、「清華学校留学生」。「米国政府の対支借款策発表」。

同第十八号、「彙報」——「日支兵又衝突」、「支那軍撤退を要求」、「満洲里の邦商掠奪さる」などの見出しで、満洲里で起こった2つの事件を伝える。

同第十九号、「寺内内閣と対支借款」。

同第二十号、第二十一号、第二十二号、「支那に於ける租借地研究」(一)(二)(三)。

同第二十一号、「英人の見たる最近支那貿易事情」(タイムス商業付録) — 文中「関東州に於ける日本の製造業」への言及あり。

同第二十二号、「支那の鉄道布設権」。「外人内地営業の制限」。「留日学生監督処規則の制定」 — 本年5月大総統令で江庸を日本に派遣し、規則を定めて留日学生監督処を設立したとある。「上海外人居留地の人口」。

同第二十三号、「支那に於ける外国人の土地所有権」。

同第二十四号、「支那に於ける居留地研究」。「青島還付を要求す」、「青島回収建議案」、「山東民政質問案」 — いずれも、日本がドイツに代わって居座っていることへの山東各界の反対意見。「領事裁判権撤去問題」。「団匪償金免除問題」。

『支那』は、33年間続いた機関誌で、そのうちの初めの7年分を拾い読みして上のようにメモ書きをただけなので、その限りで感じたことを記す。

- それまで清朝政府を相手にどうにか交渉事を処理し、一定の経済進出を実現してきたが、中華民国になり、それを機に西洋列強が以前に増して中国の利権を得ようとし、日本政府としても他国に負けまいとして動き出したことから、新政府との交渉はとかく衝突するようになった。『支那』は日本政府の政策を支持し、時に叱咤激励して、いかにして日本が中国における利権を増やせるかに、それ以前の機関誌よりも多くの誌面を割くようになったとの印象が強い。例えば、第五卷第九号の論説「支那に於ける利権の擁護」には、次のような一節がある。「支那に対し最も利害を有する帝国が、列強の利権の獲得流行せる際、何等観るべき利権の獲得を為す能はざるのみならず、反て折角獲得せる利権を列強に奪取せられ、数十年来扶植したる利権の擁護を為さざるべからざるは、残念至極にして……」。この文にあるような思いで、中華民国発足以後に利権獲得に乗り出していったのかと感じさせる動きと、乗り出すにあたって助けとなる各種利権に関するまとまった知識や他国の利権獲得の現状が、『支那』では次々と報告されているのである。
- 1914年山東に出兵してドイツ軍を追い出してからそこに居座ったこと、15年に二十一か条要求を出して認めさせたこと、18年に日中秘密軍事同盟を結んだことなどの事実は知っており、その都度中国政府の反発や住民による排日・排日貨が起こったこともある程度はわかっていたが、これほどまでに激しいものだったのかと感じたのは、繰り返し各地の動きを伝える『支那』の記事のおかげである。
- その後日本が満洲事変、日中戦争へと突き進む過程で、『支那』がどんな誌面を構成したかを確認し、東亜同文会が果たした役割を考える機会を引き続き持ちたいと思う。